

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分が改正部分）

改 正 案

感 度	項 目	
	特 性	基 地 局
	<p>希望波（毎秒一二・二キロビット）の送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては（一）一〇六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては（二）一一〇・三デシベル、三八デシベルを超</p>	<p>希望波の受信電力が基準感度（（一）一一六・三デシベルとする。ただし、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周</p>

現 行

感 度	項 目	
	特 性	基 地 局
	<p>希望波（毎秒一二・二キロビット）の送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては（一）一〇六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては（二）一一〇・三デシベル、三八デシベルを超</p>	<p>希望波の受信電力が基準感度（（一）一一六・三デシベルとする。ただし、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一四・三デシベル、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周</p>

一 (略)
 二 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性
 1 (略)
 2 **七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz**を超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備

一 (略)
 二 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性
 1 (略)
 2 **八一五MHz**を超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備

実効 選択 度	(略)	(略)	える場合にあつては(一)一・二〇・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下
	(略)		

3・4 (同上)

三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 (略)

2 **七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備**

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(毎秒一二・二キロビット)の送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))以下の場合にあつては(一)一	希望波(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒一二・二キロビット、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒六〇キロビット)の送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同

実効 選択 度	(同上)	(同上)	える場合にあつては(一)一・二〇・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下
	(同上)		

3・4 (同上)

三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 (略)

2 **八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備**

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(毎秒一二・二キロビット)の送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))以下の場合にあつては(一)一	希望波(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒一二・二キロビット、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒六〇キロビット)の送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同

	<p>○六・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）、二四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超え三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の場合にあつては（一）一〇・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）、三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超える場合にあつては（一）一二〇・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、ビット誤り率が○・一％以下</p>
<p>じ。）の受信電力が基準感度（一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては（一）一一六・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては（二）一一二・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）とする。ただし、一の搬送波を受信する陸上移動局であつて、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一一三・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一四・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一</p>	

	<p>○六・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）、二四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超え三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の場合にあつては（一）一〇・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）、三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超える場合にあつては（一）一二〇・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において、ビット誤り率が○・一％以下</p>
<p>じ。）の受信電力が基準感度（一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては（一）一一六・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては（二）一一二・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）とする。ただし、一の搬送波を受信する陸上移動局であつて、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一三・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一四・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一五・三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一</p>	

一五・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局であつて、**七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHz**を超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一〇九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（三）一一一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一％以下、隣接する二の

ワットを〇デシベルとする。）、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局であつて、**九〇〇MHzを超え九六〇MHz**以下の周波数の電波を使用する場合は（一）一〇九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（二）一一〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合は（三）一一一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一％以下、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波

実効 選択 度	(略)	(略)	搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇%以下
	(略)		

3・4 (略)

四〇六 (略)

七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(一)一〇・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、(二)九二・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において同じ。の場合において、スループットが	希望波の受信電力が基準感度(チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七

実効 選択 度	(同上)	(同上)	においてブロック誤り率が一〇%以下
	(同上)		

3・4 (略)

四〇六 (略)

七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(一)一〇・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、(二)九二・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において同じ。の場合において、スループットが	希望波の受信電力が基準感度(チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて九

	その最大値の九五%以上
<p>数の電波を使用するものにあつては(一) 九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二) 九七・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(三) 九八・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(四) 九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHz</p>	

	その最大値の九五%以上
<p>ては(一) 九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二) 九七・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(三) 九八・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(四) 九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇</p>	

の陸上移動局であつて
七一八MHzを超え八〇三
MHz以下及び九〇〇MHzを
超え九六〇MHz以下の周
波数の電波を使用する
ものにあつては(一)九
三・三デシベル(一ミリ
ワットを〇デシベルと
する)、チャンネル間隔が
一〇MHzの陸上移動局で
あつて一、四二七・九
MHzを超え一、五一〇・九
MHz以下の周波数の電波を
使用するものにあつて
は(二)九四・三デシベ
ル(一ミリワットを〇デ
シベルとする)、チャネ
ル間隔が一〇MHzの陸上
移動局であつて一、七四
九・九MHzを超え一、八
七九・九MHz以下の周波
数の電波を使用するも
のにあつては(一)九
五・三デシベル(一ミリ
ワットを〇デシベルと
する)、チャンネル間隔が
一五MHzの陸上移動局で
あつて八一五MHzを超え
八九〇MHz以下又は一、
九二〇MHzを超え二、一
七〇MHz以下の周波数の
電波を使用するものに

MHzを超え九六〇MHz以
下の周波数の電波を使
用するものにあつては
(一)九三・三デシベル
(一ミリワットを〇デ
シベルとする)、チャネ
ル間隔が一〇MHzの陸上
移動局であつて一、四二
七・九MHzを超え一、五
一〇・九MHz以下の周波
数の電波を使用するも
のにあつては(一)九
四・三デシベル(一ミリ
ワットを〇デシベルと
する)、チャンネル間隔が
一〇MHzの陸上移動局で
あつて一、七四九・九
MHzを超え一、八七九・九
MHz以下の周波数の電波を
使用するものにあつて
は(二)九五・三デシベ
ル(一ミリワットを〇デ
シベルとする)、チャネ
ル間隔が一五MHzの陸上
移動局であつて八一五
MHzを超え八九〇MHz以
下又は一、九二〇MHzを
超え二、一七〇MHz以下
の周波数の電波を使用
するものにあつては
(二)九四・五デシベル
(一ミリワットを〇デ

あつては(一) 九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七・八MHzを超え八〇三MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二) 九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二) 九二・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて七・八MHzを超え

シベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二) 九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九二・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二) 九三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九

八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下陸上移動局の欄に

一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下陸上移動局の欄において、スループットがその最大値の九五%以上

八
〃
十五
(略)

2
(略)

上
において同じ。)の場合に
において、スループットが
その最大値の九五%以

八
〃
十五
(略)

2
(同上)